

質 問 ・ 回 答 書

令和 8 年 9 月 9 日

令和 8 年 8 月 7 日付公告の「大津終末処理場等運転管理業務」に関する質問について、以下のとおり回答します。

質 問 番 号	1	
質 問 箇 所	書 類 名	公募型プロポーザル実施要領
	ペ ー ジ	7
	項 番	11 業務提案書及び提案見積書の提出
	項 目	(5) 提出書類の作成
質 問 内 容	業務提案書は、別紙「審査項目」を網羅することとし、様式は任意との理解でよろしいでしょうか。 また、各審査項目やトータル枚数に制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	お見込みのとおりです。なお、「審査項目 3 ページ目」の注(1)のとおり、「簡潔で分かりやすいか」等も審査することに留意してください。	

質 問 番 号	2	
質 問 箇 所	書 類 名	公募型プロポーザル実施要領
	ペ ー ジ	8
	項 番	12 プレゼンテーション審査
	項 目	(1) 審査方法
質 問 内 容	「エ 参加人数 5 人以内 ※参加者のうち 2 名は、業務受託後に総括責任者及び副総括責任者に就くものとする」とあります。一方、要求水準書 第 13 条（副総括責任者）には、「副総括責任者を複数名配置…」や「下水道管渠施設維持管理業務の責任者は副総括責任者の立場とし…」とあります。プレゼンテーションへの副総括責任者の参加は 1 名以上とし、必ずしも全員参加でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	
回 答	お見込みのとおりです。総括責任者（1 名）及び副総括責任者 1 名以上を参加者に含めていただき、合計参加人数が 5 名以下となるようにしてください。	

質 問 番 号	3		
質 問 箇 所	書 類 名	審査項目	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	美化活動	
	項 目	なし	
質 問 内 容	「屋上公園廃止以降、屋上公園の植栽をどのように管理するか」とあります。本項は、現在の設計費用内において、荒廃を防止する取り組みについて記載するとの理解でよろしいでしょうか。		
回 答	「要求水準書 別添 14 植木剪定等業務仕様書 3 業務の内容」において「令和 11 年 4 月より屋上公園全体を廃止するが、景観、安全上支障のある場合、剪定等の対応を行うこと。」としており、要求水準の履行に必要な取り組み及び業務提案による取り組みを記載してください。 なお、民間ノウハウに基づき剪定以外の低コストかつ効果的な提案がなされることを期待しています。また、「要求水準書 別添 14 植木剪定等業務仕様書 表 参考数量」の下において、「景観、安全上支障のないように、乙が責任をもって作業箇所、時期及び回数を調整すること。」としており、その内容を踏まえた提案がなされることについても期待しています。		

質 問 番 号	4		
質 問 箇 所	書 類 名	審査項目	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	注(2)	
	項 目	なし	
質 問 内 容	「大津市内において本業務に直接携わる組織」とあります。弊社は、年次点検や修繕等の非定期業務を効率的に実施するため、大阪市内に事業拠点を設け、業務内容に応じた技術者を適宜配置する体制としています。また、薬品や資材の調達、再委託業務の契約や発注に関しても、大阪市内の事業拠点が支援する体制となっています。このような組織は、「大津市内において本業務に直接携わる組織」に該当するか、貴市の見解を教示願います。		
回 答	ご質問にある大阪市内の事業拠点が支援する受援先が、仮に大津市内にある場合、大津市内の事業拠点は「大津市内において本業務に直接携わる組織」に該当しますが、大阪市内の事業拠点は該当しません。 なお、業務提案書には、「 <u>大津</u> 市内」の組織を主に記載してください。「 <u>大阪</u> 市内」で本業務に携わる方は、「審査項目 3 ページ目 注(3)」の「専任ではない者が携わる場合は、その理由について記載すること」に則り、理由と共に記載してください。		

質 問 番 号	5		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	2	
	項 番	第 3 条（施設の概要）	
	項 目	（3）公共下水道及び雨水管渠	
質 問 内 容	「公共下水道台帳を参照のこと」とありますが、閲覧方法を教示願います。		
回 答	公共下水道については大津市企業局管路情報閲覧システムにてWE B 上でご参照いただけます。雨水渠台帳については大津市企業局下水道計画課にて閲覧いただけます。		

質 問 番 号	6		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	3	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	（1）運転・監視業務	
質 問 内 容	⑤「南小松、大石、田上第 2 の各中継ポンプ場は遠隔操作出来ない機器があるため、特に注意を要する。」とあります。下阪本第 2 中継ポンプ場も同様の認識でよろしいでしょうか。		
回 答	お見込みのとおりです。		

質 問 番 号	7		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	4	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(2)保守点検業務	
質 問 内 容	⑩に「…設備台帳を構成すること」とあります。ここでいう設備台帳とは、市が所有する設備台帳との理解でよろしいでしょうか。		
回 答	お見込みのとおりです。なお、受託者が、受託者のシステムで設備台帳を構成する場合、その出力データは「市が所有する設備台帳」の一部とします。		

質 問 番 号	8		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	6	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(7)修繕業務	
質 問 内 容	「修繕業務の費用の目標金額を各年度 100,000 千円とし…」とあります。修繕 1 件あたりの上限額は無いとの理解でよろしいでしょうか。 また、本修繕費は、大津終末処理場及び中継ポンプ場等が対象で、下水道管渠施設は含まないとの理解でよろしいでしょうか。		
回 答	お見込みのとおりです。		

質 問 番 号	9		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	7	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	（12）危険物貯蔵所等保守点検業務	
質 問 内 容	②表の大津終末処理場地下タンクは令和 10 年 3 月設置予定とありますが、現時点では大津終末処理場の点検業務については令和 10 年度から実施していくことでよろしいでしょうか。		
回 答	お見込みのとおりです。		

質 問 番 号	1 0		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	10	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(19)電気工作物保守点検業務	
質 問 内 容	⑦に「(大津市終末処理場及び下阪本第 2 中継ポンプ場の燃料タンク) 新設時に燃料タンクが満杯となるよう燃料を補充すること」とあります。 当該費用は、令和 9 年度の「工業薬品、物品等調達費」に積算すればよろしいでしょうか。		
回 答	提案見積内訳書の様式に記載があるとおり、提案見積内訳書（2）内訳 1－1－7 その他業務「新設燃料タンク燃料充填」、及び提案見積内訳書（3）内訳 1－2－4 その他業務「新設燃料タンク燃料充填」の項目にて、それぞれ積算してください。		

質 問 番 号	1 1		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	10	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(19)電気工作物保守点検業務	
質 問 内 容	⑧「停電時に 24 時間連続運転が可能となるよう」という記述がありますが、終末処理場及び下阪本第 2 ポンプ場に更新・新設される非常用自家発電設備の油種と燃料消費量を教示願います。		
回 答	終末処理場に新設される非常用自家発電設備の油種は「A 重油」、燃料消費量は 1 台あたり、おおよそ 618 [L/h] の予定です。 下阪本第 2 中継ポンプ場に新設される非常用自家発電設備の油種は「軽油」、燃料消費量は 1 台あたり、おおよそ 18 [L/h] の予定です。		

質 問 番 号	1 2		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	10	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(22)調査、研究、工事等に伴う補助業務①	
質 問 内 容	大型工事に伴う、仮設設備の運用や変則運転に伴う追加の人員配置が必要な場合、その費用は別途「契約変更」の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。		
回 答	原則として「契約変更」の対象とはしません。ただし、想定を大幅に超える業務が発生した場合等、甲乙協議において「契約変更」の対象とする場合があります。 なお、当該費用は「調査、研究、工事等に伴う補助業務」として提案見積内訳書の様式に記載があります（「その他業務」内に項目を設けています）ので、提案見積書作成時に計上をお願いします。		

質 問 番 号	1 3		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	10	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(22)調査、研究、工事等に伴う補助業務③	
質 問 内 容	JS（日本下水道事業団）による運転管理支援への協力について、受託者の責任範囲は「協力・習熟」に留まり、JS の指導に基づき運転した結果生じた水質事故等の責任は受託者には帰さないとの認識でよろしいでしょうか。		
回 答	受託者は、処理場全体の運転管理を行う立場にあります。受託者は発注者とともに、水質事故を未然に防ぐ義務を負うことから支援を受ける側であってもその内容を確認し、事故防止に努めなければなりません。よって、万が一、事故が発生した場合には、関係者の行為や指導内容等を検証し、その責任について検証することになります。		

質 問 番 号	1 4		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	11	
	項 番	第 6 条（業務の内容）	
	項 目	(29)パンフレット印刷業務	
質 問 内 容	改訂及び発行するパンフレットの内容（原稿）については、貴市からご支給いただけるものか、または受託者において原稿を作成し、内容をご提案するものか、ご教示ください。		
回 答	改訂の概要については本市より受託者へ指示しますが、具体的な原稿内容及び書き方については受託者にて提案いただきます。なお、現行のパンフレットのデータは支給可能ですが、読み取り専用のもとなります。編集については受託者でデータを用意し、作成いただくことになります。		

質 問 番 号	1 5		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	14	
	項 番	第 8 条（業務の引継）	
	項 目	5	
質 問 内 容	「乙は、引継書を提出するまで、最終年度の 1 月から 3 月までの委託料の請求ができない」とあります。当該委託料には、既に納品・消費されている燃料、薬品等のユーティリティ調達費、完了済みの修繕費、再委託費等が含まれています。これらの業務については、月次又は個別の履行検査を実施していただき、委託料の請求を認めていただきたく要望いたします。		
回 答	業務の引継については、本業務の受託者が次期受託者に対し業務の引継ぎ及び技術指導を行い、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するために行うものであるため、要求水準書第 8 条第 4 項に記載のとおり、本契約における委託期間の最終年度の 12 月末日（令和 13 年 12 月末日）までに、引継書を提出してください。引継書が提出されるまでは、委託料の請求は認められません。		

質 問 番 号	1 6		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書	
	ペ ー ジ	15	
	項 番	第 15 条（電気主任技術者）	
	項 目	1	
質 問 内 容	「自家用電気工作物 8 か所（大津終末処理場及び中継ポンプ場 7 か所）」という記述がありますが、中継ポンプ場 7 か所の内訳を教示願います。		
回 答	ご質問の中継ポンプ場 7 か所の内訳は下記のとおりです。 1. 南小松中継ポンプ場 2. 唐崎中継ポンプ場 3. 比叡平中継ポンプ場 4. 石山第 1 中継ポンプ場 5. 田上第 2 中継ポンプ場 6. 大石中継ポンプ場 7. 下阪本第 2 中継ポンプ場 なお、上記 1. から 6. は、「別添 16 自家用電気工作物保守点検業務」に記載の高圧受電設備を有する施設、上記 7. は、「別添 1 中継ポンプ場等一覧 No. 6 下阪本第 2 中継ポンプ場」に記載の自家発電機（65kVA 程度）を有する施設です。		

質 問 番 号	1 7		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書 別添 1 中継ポンプ場一覧	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	なし	
	項 目	なし	
質 問 内 容	145 か所目が「北小松第 3 中継ポンプ場」と記載されていますが、要求水準書最後にあります「位置図 (1/2)」には北小松第 4 中継ポンプ場が記載されています。どちらの記載が正しいでしょうか。		
回 答	「要求水準書 別添 1 中継ポンプ場等一覧」について、146 か所目「北小松第 4 中継ポンプ場」を追加します。 No. 146 北小松第 4 中継ポンプ場 場所:大津市北小松、敷地面積:3.8 m ² 、躯体構造:円形 1.5φ・深さ 4.8m、 種別:MH、主要機器:汚水ポンプ (1.5kw) 2 台・水位計ほか		

質 問 番 号	1 8		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書 別添 10 脱臭用吸着剤取替業務仕様書	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	【別紙 脱臭設備一覧】	
	項 目	なし	
質 問 内 容	1 系水処理施設の吸着剤(中性ガス、塩基性ガス、酸性ガス)使用数量の内訳を教示願います。		
回 答	「要求水準書 別添 10 脱臭用吸着剤取替業務仕様書 【別紙 脱臭設備一覧】」に記載している、吸着剤を収容するカートリッジの寸法により使用数量を算出してください。		

質 問 番 号	1 9		
質 問 箇 所	書 類 名	要求水準書 別添 21 下水道管渠施設維持管理業務仕様書	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	9. 業務実施体制	
	項 目	(1) 監理技術者	
質 問 内 容	「監理技術者と副監理技術者を定めなければならない」とあるが、「副監理技術者」の保有資格はどのようなものが必要か。 ※通常の工事での監理技術者の保有資格は、「1 級土木施工管理技士」の保有者であり「監理技術者講習修了者」であることが条件。 また、双方の選任者の扱いは、「専任」扱いとなるのか。 他業務の非専任としての選任は可能か。		
回 答	9. 業務実施体制（2）に記載のとおり、下水道管路管理技士(下水道管路管理業協会)、またはこれに相当する下水道の維持管理に関する資格保有を想定しています。加えて、監理技術者として一般的に必要な、1 級土木施工管理技士の資格保有者、及び監理技術者講習修了者とします。 また、監理技術者は専任としますが、9. 業務実施体制（3）に記載のとおり、常時連携が取れる体制であれば、副監理技術者は非専任でも可能です。		

質 問 番 号	2 0	
質 問 箇 所	書 類 名	委託契約書（案）別添 委託契約書特記事項
	ペ ー ジ	なし
	項 番	第 13 条（減額要領）
	項 目	1(1)
質 問 内 容	含水率の要求水準に関しては、別添委託契約書特記事項第 15 条(要求水準逸脱時の報告)及び 14 条(是正勧告)からの第 13 条(3)是正勧告に対して、正当な理由なく是正されない状態となった場合に減額要領となってくる認識でよろしいでしょうか。	
回 答	脱水汚泥の含水率に関しては、お見込みのとおりです。	

質 問 番 号	2 1		
質 問 箇 所	書 類 名	委託契約書（案）別添 委託契約書特記事項	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	第 18 条（賃金又は物価の変動に基づく 委託料の変更）	
	項 目	1	
質 問 内 容	「…委託期間内で契約締結の日から 12 か月…」とあります。 委託契約書では、「委託期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで」とあり、プロポーザル実施要領では、「業務期間：契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日まで」とあります。 本項の記載は「…業務期間内で契約締結の日から 12 か月…」と読み替えてよろしいでしょうか。		
回 答	お見込みのとおりです。		

質 問 番 号	2 2	
質 問 箇 所	書 類 名	委託契約書（案）別添 委託契約書特記事項
	ペ ー ジ	なし
	項 番	第 18 条（賃金又は物価の変動に基づく 委託料の変更）
	項 目	1
質 問 内 容	第 1 項には、「…日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により…」とあります。また、第 5 項には、「…物価指数等に基づき甲乙協議…」とあります。 基準となる物価指数や労務単価がありましたら教示願います。	
回 答	項目により選択する物価指数等が異なるので、どの物価指数を選択するかについては甲乙協議により、都度決定します。本市で想定している「基準となる指数」の例については、企業物価指数や、最低賃金等が挙げられます。	

質 問 番 号	2 3		
質 問 箇 所	書 類 名	委託契約書（案）別添 委託契約書特記事項	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	第 18 条（賃金又は物価の変動に基づく 委託料の変更）	
	項 目	3	
質 問 内 容	「…変動前残期間委託料と変動後残期間委託料との差額が変動前残期間委託料の 1000 分の 10 を超える場合は、委託料の変更に応じなければならない」とあります。 「変動前(後)残期間委託料」とは、月額委託料との理解でよろしいでしょうか。 また、人件費やユーティリティ調達費每ではなく、月額委託料の総額で 1000 分の 10 を越える必要があるとの理解でよろしいでしょうか。		
回 答	「委託料」は業務期間中の委託料総額を指し、「変動前（後）残期間委託料」は、請求日以降の残期間で支払う委託料の総額となりますので、（残期間委託料）＝（月額委託料）×（残期間の月数）となります。また、委託料の変更額は、項目ごとの個別計算ではなく、（変動前残期間委託料）と（変動後残期間委託料）との差額が（残期間委託料）の 1000 分の 10 を超える金額となります。		

質 問 番 号	2 4		
質 問 箇 所	書 類 名	委託契約書（案）別記第 4 号 変動費の精算要領	
	ペ ー ジ	なし	
	項 番	4 修繕費の精算方法	
	項 目	(1)	
質 問 内 容	年間修繕費が、100,000 千円以下となった場合、貴市の承認のもと、他年度に残額を流用することは可能でしょうか。		
回 答	年間修繕費の「目標金額」である 100,000 千円は概算払いとして月額委託料にて支払い、5 年分の合計変動額を最終年度に精算します。 なお、質問箇所の数式について、[精算額]は各年度作成の精算書に記載する「精算金額」を指し、[内訳書に記載の年間修繕費の合計]は年間の「目標金額」（100,000 千円）を指します。		